

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条、63条、同法施行規則第15条	一類から四類感染症の病原体に汚染された疑いのあるねずみ族、昆虫の駆除	指導予防課

一類から四類感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫が存在する区域を指定し、その場所を管理する者または代理者に対し、駆除することを命じることができる。

また、当該場所を管理する者に駆除させることが困難な場合は、市において駆除を行い、その駆除にかかった費用は管理者等より徴収することができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

一類から四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。